

和歌山信愛女子短期大学科目等履修生規程

制 定 平成 6 年 4 月 1 日

最終改正 令和 6 年 4 月 1 日

(総 則)

第 1 条 本学の学生以外のもので、本学所定の開講授業科目のなかから 1 科目または数科目を選択して履修する者（以下「科目等履修生」という。）について、学則第 47 条に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(入学時期)

第 2 条 科目等履修生の入学は、毎学年学期の始めとする。

(資 格)

第 3 条 科目等履修を志願することのできる者（以下「志願者」という。）は、下記各号の 1 つに該当する者でなければならない。

(1) 高等学校卒業者またはこれと同等以上の学力を有すると認められる者。

(2) 本学においてその授業科目を履修し得る相当の学力を有すると本学が判定した者。

(志願手続き)

第 4 条 志願者は、学期開始 1 ヶ月前までに、下記の書類に入学検定料 3,000 円を添えて願出しなければならない。

(1) 本学所定の願書(1 通) 写真添付(上半身、正面、脱帽)

(2) 履歴書(1 通)

(3) 健康診断書(1 通)

(4) 最終出身学校の卒業(修了)証明書または、同見込証明昏(1 通)及び単位履修証明書(1 通)

(5) 志願者が就職者の場合、志願者が勤務する事業体の責任者の承認書(1 通)

2. 前項の(4)号の卒業(修了)証明書及び単位履修証明書については、事情によりこれを省くことができる。

(検定手続き)

第 5 条 科目等履修生の選考は書類審査と面接によって行い、その結果を教授会が審査し、学長がこれを許可するものとする。

(入学定員)

第 6 条 科目等履修生の入学定員は、当該科目の性格、受講者の状況によって決定するものとする。

(履修制限)

第 7 条 履修を許可する授業科目の総単位数は、年間 15 単位を越えないものとする。

(入学手続)

第 8 条 科目等履修生として入学を許可された者は、1 週間以内に次の手続きを完了しなければならない。

(1) 入学料 5,000 円の納入

(2) 科目等の履修に要する授業料（以下、「授業料」という。）の全学納入

(3) 前号の他に履修等に要する経費を納入しなければならない授業科目にあってはその経費

2. 前項の手続きを期日までに完了しなかった者については、入学を取り消す。

3. 第1項の手続きを完了した者には、科目等履修生証を交付する。

(授業料等)

第9条 授業料は、履修科目1単位につき10,000円とする。なお、本学を卒業した者の授業料は、1単位につき5,000円とする。

2 経済的理由により修学が困難である社会人は、願い出により授業料を減免することがある。その際の授業料は1単位5,000円とする。

3 授業料を減免する際の必要な手続については、別に定める。

4 前条第1項第3号の規定に該当する場合は、その所要経費

5 前項の経費については、その都度定める。

(既納の授業料等)

第10条 すでに納入されている科目等履修生検定料、授業料および特別の経費は、これを返還しない。

(履修期間)

第11条 科目等履修生の在学期間は、当該学年度内において6ヶ月または1年とする。

ただし、授業科目により特別な履修期間を要する場合は、当該期間とする。また、特別の事情のある場合、第4条(1)、(3)、(5)号に定める手続を経て、これを延長することができる。

(単位の認定)

第12条 履修科目の単位の算定基準および単位修得の認定は、本学学生のそれに準ずる。

2 第11条に該当する科目については、修了年次の履修単位とする。

(履修証明)

第13条 単位を修得した者に対して、単位修得証明書を交付する。

(施設、設備の利用)

第14条 科目等履修生は、許可を得て本学附属図書館、その他必要な施設、設備を利用することができる。

(履修の取消)

第15条 学長は、本学の履修生として不適当と認められる行為のあったとき、または、疾病その他の事由により履修の見込みがないと認められるとき、そのものの履修の許可を取り消すことがある。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

(規程の改正)

第17条 本規定の改正は、運営会議の議を経て、学長が行う。

付則

1. この規程は平成6年4月1日から施行する。

2. この改正規程は平成10年4月1日から施行する。

3. この改正規程は平成18年4月1日から施行する。

ただし、第9条の規定は、平成18年度後期入学生から適用する。

4. この改正規程は平成23年4月1日から施行する。

ただし、平成22年度以前より継続的に履修している科目等履修生に対しては、改正前

の規定を適用する。

5. この改正規程は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

6. この改正規程は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

7. この改正規程は令和 5 年 11 月 2 日から施行する。